

**「島根原子力発電所 1号機 廃止措置計画および  
同 2号機 特定重大事故等対処施設等の設置計画に関する説明会」議事概要**

**1. 開催日時・場所**

- (1) 平成28年5月20日(金) 19時00分～20時00分  
鹿島文化ホール(松江市鹿島町)
- (2) 平成28年5月21日(土) 13時30分～15時14分  
松江市総合文化センター プラバホール(大ホール)(松江市)
- (3) 平成28年5月21日(土) 18時00分～19時20分  
夢みなとタワー(多目的ホールA)(境港市)

**2. 出席者**

- (ご来場者) (1) 48名 (2) 55名 (3) 40名  
(中国電力) 常務取締役 島根原子力本部長 古林 行雄  
執行役員 島根原子力本部 副本部長 長谷川 千晃 他

**3. 概 要**

当社から、別紙「島根原子力発電所 1号機 廃止措置計画認可申請の概要」および「島根原子力発電所 2号機 特定重大事故等対処施設および所内常設直流電源設備(3系統目)の概要」に基づきご説明した後、質疑応答を行いました。

3会場での主な質疑応答は以下のとおりです。

**(1) 島根原子力発電所 1号機 廃止措置計画について**

(使用済燃料の搬出について)

Q. 使用済燃料の搬出については、日本原燃株式会社再処理工場の平成30年度上期竣工を前提としているが、計画どおり実行できるのか。

A. これまでの再処理工場の竣工時期変更の主な原因は、高レベル放射性廃液をガラス固化する工程の試験における技術的な問題でしたが、既に課題を解決しています。

現在、新規制基準適合性審査も順調に進んでおり、高い確度で平成30年度上期の竣工が見込めると考えています。

Q. 使用済燃料を計画どおり搬出することについて、地域住民や島根県、松江市に対して確約書を残してほしい。

A. 廃止措置に着手して14年以内に使用済燃料を搬出することは申請書にも記載して

います。これは、法律に基づく認可申請として国に提出する公文書です。また、立地自治体との安全協定に基づく事前了解の申し入れ時にも申請書を添えており、しっかりと責任ある対応をしております。

Q. 使用済燃料を再処理した後の高レベル放射性廃棄物の処分地の選定について、どういう見通しを持っているのか。

A. 処分地については、原子力発電環境整備機構（NUMO）が選定を進めているところですが、当社も廃棄物の発生者として、責任ある対応を続けてまいります。

（低レベル放射性廃棄物の処理・処分について）

Q. 除染により発生する放射性物質を含む廃液の処理方法はどうか。

A. 配管の内側に付着している放射性物質を薬品で溶かし出し、イオン交換樹脂に放射性物質を吸着させて適切に廃棄する等、管理区域内の限られた場所で管理します。

Q. 低レベル放射性廃棄物の搬出先についてはどうか。

A. 種類・性状に応じて適切に処理を行い、廃止措置が終了するまでに廃棄の事業の許可を受けた廃棄施設に廃棄します。

廃棄先については未定ですが、この先、廃止措置の進捗に合わせてしっかりとご説明してまいります。

（廃止措置に関する情報公開について）

Q. 住民への情報公開をしっかりと行っていただきたい。

A. 従来から情報公開に取り組んでいるところですが、廃止措置の進捗についても、ホームページ等によりしっかりと情報公開に努めてまいります。

（廃止措置の費用について）

Q. 廃止措置に要する費用はどうか。その費用は住民が負担するのか。

A. 平成27年度末時点で約382億円を予定しており、そのうち約347億円まで、皆さまからいただいた電気料金により積み立てを行っております。

（廃止措置の要員について）

Q. 廃止措置に伴う要員の計画はどうか。

A. 現在、発電所員は約550名で、協力会社などの構内作業者を含めると約3千人が働いています。

廃止措置においては汚染状況調査を踏まえながら実施する作業もあり、現段階で明確な人数を申し上げる状況にありませんが、進捗に応じた要員で対応してまいります。

(廃止措置の実績について)

- Q. 出力・運転期間などが同等なレベルの発電所で廃止措置を完了した実績はあるのか。
- A. 海外では出力3万kW以上の11基で廃止措置を完了しており、例えばアメリカでは110万kW級の発電所や、50万kW級では28年間運転した発電所での実績もあります。

## (2) 島根原子力発電所2号機 特定重大事故等対処施設等の設置計画について

(特定重大事故等対処施設の設置計画について)

- Q. 航空機衝突等の想定はどうか。
- A. 様々な想定条件がありますが、テロ対処施設であり、具体的な内容については機微情報ということで公開することができません。今後の国による審査の中で説明してまいります。
- 発電所では重大事故等に対応するため、送水車等の可搬型設備等を配備していますが、仮に航空機衝突等が起こった場合においても、原子炉格納容器の健全性を確保するために、安全対策のバックアップとして、この度の対処施設を設置するものです。

(所内常設直流電源設備(3系統目)の設置計画について)

質疑なし

以 上